

令和5年度 亘理町いじめ問題再調査委員会

第4回委員会 会議録

- 開催日時 令和5年4月17日（月）午後2時00分
- 開催場所 自治会館 2階 207会議室
- 出席者
長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、川端壮康委員、佐々木央委員、神春美委員
- 説明のために出席した者
奥野教育長、齋義弘総務課長、南條守一教育次長、太田貴史教育総務課長、
久保昭裕総務班長

【公 開】

（久保班長）それでは定刻になりましたので、只今から亘理町いじめ問題再調査委員会第4回を開催いたします。はじめに長谷川委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

（長谷川委員長）もはやこの委員会も第4回になりました。それで、委員の皆さんには、遠方からも駆けつけていただきまして、それから、会場がですね、亘理町という非常に、歴史のある、僕も行かせていただいて、とても素晴らしい場所なんですけど、この会合のやり方を考えますと、まあ、こちらが良いということで、こちらの教育委員会にお願いをして、こちらを使わせていただいてというふうになったようでございます。それで前回の会議は非常に議論が進んだ印象を致します。進んだと言いますか。中身があった、議論ができたということです。桜も、本州は終わるんですけど、まあ逆に考えると、これから暑い季節に入って、熱気のある東北であるということでもあります。一つまた力をお借りして、この事案ですね。私はいくつか、関わってまいりましたが、まあ、二つあると思っています。子どもさんの中身ですね。事実関係をはっきり知りたいということと、もう1点は、これを2度と起こさないように、どのようなことが考えられるのかというのを、教育関係者。とりわけ具体的には、教育委員会とかなるんでしょうか。提案できるようなものが作成する必要があると。前回もそのような二本立てのものができていたと思います。委員会では、前者のところね、どのような事実関係、1番ポイントがありますが。その後者の方も考えながらやることで、方向のあるものに見えるのかなと思います。ご存知でしょうけど、宮城県では、ある調査ではですね、その事件から、出てきたことを、いくつかの疑問点を出して、これをどうするかということに関して、これは考えますと、必ずしも教

育委員会だけでも分からないし。それからもっと言うと、国の当該部署でも実は、分からないことがたくさんあって、どう対処すればいいのか。次のことですね。それを研究する必要あるんだってということ。ある会で宮城県に申しあげたら、去年1年かけて県内の教育機関とタイアップをして、研究が進められたということをお聴いております。多分もうすぐ出てくるんだと思いますが、結果がね。まあ、そういう宮城県の状況の中で、今回のものがあって、こういうのも。ある意味では、宮城県としては、それを積み重ねて、よりよいものが出せればというふうに思っております。一つ、本日もよろしくご協力をいただきますように、お願い申し上げます。

(久保班長) ありがとうございます。ここで、当委員会の公開非公開の確認をいたします。亘理町いじめ問題再調査委員会運営要綱第8条によりまして、事務局といたしましては、本委員会の審議内容については、前回のご遺族に対するアリングですとか、調査資料等に関しての個人情報が含まれることから、非公開が妥当と考えておりますが、その点につきましては、委員長から委員にお諮りいただいて、確認いただければと思います。

(長谷川委員長) はい。いかがでございましょうか。審議以降は非公開ということでもよろしいでしょうか。

(佐々木委員) 今日、川端先生から、これも出ていますけど、私も宿題もらっています。用意はしてあるんですけど。口頭でご説明したいと思っていますんですけど。その範囲で言うと、事実関係に踏み込まないで、どういう枠組みでやってくのかっていう議論なので、ここまではいいんじゃないでしょうか。

(長谷川委員長) 他の委員の先生どうですか。それじゃ、その時点で、この今出して頂いた中身に細かく、個人情報等に踏み込まない点でのところは、公開ということにして。適当なところで非公開ということさせていただきます。それじゃ。審議に入りますが、よろしくお願ひします。前回この会議では、この私どもの再調査をどのように進めるか、方向ですね。方向に関して議論ございました。議論というのも、方向は一緒でしょう。もうちょっと具体的なところでなりました。議論されました。この辺ちょっと、お二人の委員の方に、公開できる限りでちょっと議論して、もう1度していただければと思います。川端先生のこれが出ておりますので、これから少し…。

(川端委員) このお話ということでもよろしいでしょうか。前回の最後の方で話された

ことで、やはり段々こう、最初は漠然とした全体的なところを手探りで行く状態だったわけですが。少しずつ、事案についての取り組みが見えてきたということがあって。枠組みが必要じゃないかということで、なんか意見を言ったら、じゃあ、文書にして持って来いよと。あくまでも素案として、このパット思いついたことで、こういう感じのことは必要だろうなということをもとめてみました。簡単に読み上げてまいります。前回調査の検証ということが、まず、最初に必要かと思えます。再調査でございましたから。前回調査について、少なくとも以下の点を検証する必要があると思えました。まず、一つ目は、本事案に関わる事実認定についてということで、前回の調査がまず一つ目は、事実認定に誤認はないかということが一つ。それから事実関係把握に漏れがないかということで、まあ漏れがないかということと、その把握していても、そこに間違いがないということは、確認する必要があるかなと思えます。それから二つ目の視点としましては、事案の解釈、事実の解釈についてということで、ある事実が、あった、存在したと認めたとして、それをどういうふうな意味あい持つものかというふうに解釈する際に、その前調査、前回の調査が行っている解釈が、妥当なもの、客観的に、まあ、正しいと思われるものかというところに検討を加えるということが必要かなって思えます。それともう一つ、検討解釈が誤りとまでいかないまでも、例えば、もうちょっと踏み込むべきところが踏み込まれていないとか。曖昧に終わっているところが、明確にするべきじゃないかっていうようなことは、それ出来るか、出来ないかも含めて検討する必要あるかなと思えます。そして三つ目としましては、事案の全体が流れということで、この事案が、不幸な結果に至った。その流れの理解が、前回の調査では、理論的に正しいのか。それは学問的に基づいてみて、妥当と思われるのかということから、二つ目は、その理解が正しいとしても、ちゃんと正しくていうか、説得力もって書かれているかということで、その内容が伝わるように組まれているかと、内容そのものの書き方が、読まれる方にとって理解でき、納得いく内容かどうか、この三つぐらいは、前回調査について検討する必要あるかと思えます。それを踏まえて、前回調査について、上記の3件について、大きな問題はなければ、それを踏まえて、判定を下すべきでしょうし。いずれかの部分に、大きな問題あれば、新たな解釈等を提示する必要があるのかな。こういう段階、手続きを踏んでいく必要があるかなと思ったところです。以上であります。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございました。川端壮康先生委員でした。

(佐々木委員) いいですか。

(長谷川委員長) はい。

(佐々木委員) 私も宿題頂いていたのに、ペッパーが間に合わなくてすみませんでした。ギリギリで新幹線に着いたので、プリントしている余裕がなかったものですから、口頭で説明します。川端先生のおっしゃることと、多分ほとんど同じことになっていると思います。ただし、作業上のやり方っていうのはちょっと、この認識に立つと違ってくるのかなっていうので、具体的な提案を含めて申し上げます。1点目ですね。その先生は事実関係に誤認はないか、事実関係把握に漏れはないか、おっしゃるとおりなんですけれども、相当調べてですね。それでも出なかったっていう表現が結構、やり取りの中ではありますので、事実関係を漏れとか誤認とかは、ほぼほぼですね、私から見た感じでは、かなり大事なトピックは拾って行って、あんまりないかに思われたんですけれども。気になったのは学校とご遺族の認識が違うものを、全部両論併記にしているんですよね。味噌も糞も一緒な感じで、明らかにご両親、ご遺族の方がおっしゃっていることが妥当であろうということ。例えば、木刀持っていないのに、木刀持って暴れたとかですね、そういう表現があったり、お父さんテーブルの上に足の受けてですね、お父さんが注意したとか。SNSじゃないや。スマホの使い方で口論になったとか。なかった、親として全く認識してない事実が、学校の記録に残っているみたいなことがございますので。そういうことについては、明らかにどちらかの方が、軍配が上げられることがあるので、それは積み重ねていく必要があると思いますから、認識が違うところを詰めて、こちらとしての一定の見方を示す、蓋然性があるという事実を示すことで、かなり事実が、相対化、曖昧化されているところが、はっきりしてくると思います。2点目はその認定の仕方なんですけれども、つまり観点なんですけれども、その個別事実をいじめ認定するかどうか、ここに焦点化して報告書が書かれているんですけれども、そうではなくて、その彼が、XXXXXXXXXX 追い込まれていく過程全体を見るっていう視点を、是非持っていきたいなっていうふうに私は思います。それは生徒間の問題と、学校の対応っていう両面で、追い込まれていく、孤立していくという状況が、点描されているんですよね。それを流してみた時に、非常によく分かるので、そういう書きぶりというか、捉え方をしないということになります。その時に、学校の対応は大変問題が多いというふうに読みました。生徒との信頼関係が構築されていません。とりわけXXXXXXXXXX。全く心を開いていない。これは明らかに記録から分かるので、この辺は、どの意識を持って危機介入をするかという問題も含めて、神先生が前に、前回、学校は是非聴きたいとおっしゃっていたんですけど、私も子細に読んでみて、やっぱりおっしゃるとおりだと思います。学校はどういうふうに、この失敗を認識しているのか、学級経営の失敗っていうのもあります。学

級崩壊の可能性が高いです。そういうようなことを、1点ずつ、詰めた上じゃないと、やっぱり学校は非難できないので。学校の対応に問題ありや、なしやっていう視点が、ちょっと前の検証に少なかったように思われるので、その視点からやっぱりちょっと見たいなっていう気はします。それから、いくつか落とされている証言がありまして、卓球ラケットが入学してすぐ破損していて、それを見た、ラケット店、運動具店の人が、これはひどいじめにあっていますよ。いうことを示唆されているけど、これ落としていますね。裏付けられなかったとか、その■■■■ラケットバンバンやっていたとかね、そういう子ども達が、相対化するような証言をして、その結果、落とされているんですけども、これ表現は証言として残した方が私はいいと思えました。それから、中1の3月に自転車損壊されているわけですけど、中2の時の大損壊とまた別みたいですけど。そういうこともしてしまっているんですけど、やっぱり流れを見るって意味では、結構重要なトピックだと思うので、他にもあるかもしれません見落としが、そういうことも拾っていくっていうことが必要かなと思えました。あの食い違い。あ、これは川端先生の漏れはないかっていうあたりに入ってきますね。それで従って、今後の作業としては、その食い違いの洗い出しで、食い違っているご両親と、それからあの学校の言い分が食い違っているところ、やっぱり1次資料に戻って、ちょっと確かめてみた方がいいと、分担してやればできると思うんですけど、それから、その神先生がおっしゃったように、学校の聴取はやっぱり必要かなっていうふうに思いました。で、最後に報告書の書きぶりとしては、べたっと、前の報告書は背景から始まっているんですけど。そうではなくて、やっぱりあの全体の捉え方は、私たちはこうであるってこと、結論をまず示して、全体の流れと評価を記述して結論を述べた上で、書くということと、もう1つ大事なことは、あの関係のないこと書かない。そのご遺族から何度か言われていますけれども、そのほとんど、亡くなった方や、家族のプライバシーとか名誉とか、この案件に必要な事実認定を超えたことをダラダラ書いてあるところがありますから、その辺も、意識して書く必要があるかなと思えました。再調査でもう1回、傷つけてしまうっていうようなことは是非避けたい。以上です。

(長谷川委員長) はい、ありがとうございました。今日は、いくつかの資料が他にも出ていますが、これについては、特に今はよろしいですかね。はい。それじゃあ、今のある意味ね、ちょっと突っ込んだことをご指摘頂きましたので、ここからは非公開してもいいかなって僕は感じます。いかがでしょうか。神さんいかがですか。

(神委員) はい。少しここから先、踏み込んだじゃうかも分かんない。

(長谷川委員長) やっぱりそうですね。はい。じゃあ、ちょっと自由な議論ができた方がいいので、恐縮ですが、ここからは非公開とさせていただきます。ご遺族、それから、報道関係の方はお願いします。あの報道関係の方は、これ終わってから20分後に記者会見を行いますのでお願いします。